

諸外国政府における兼業等制度の調査結果

—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス—

国家公務員の兼業及び株式保有の規制については、公務の特性という観点もあることから、諸外国の国家公務員制度ではどのような規制が設けられているのかに着目し、2022年6月から2023年4月にかけて、主要4か国（米、英、独及び仏）における国家公務員の兼業及び株式保有の規制について文献調査を行うとともに、運用実態等に関し制度担当者や人事担当者にヒアリングを行いました。

アメリカ

兼業

株式保有

制度

- 政府倫理法で、GS15級相当（日本の課長級に相当）を上回る官職にある政治任用の職員の外部雇用が制限されることが定められている。
- 倫理規則(政令相当)で、すべての職員に対し、職員の職務と責任に反する外部での雇用及び外部活動への従事の禁止が定められている。
- 倫理規則及び各省規則で、禁止又は許可される具体例等が示されており、職員は所属機関の事前承認を得た場合、外部活動への従事等ができる。

- 犯罪と犯罪人の手続きに関する法律で、職員自らの金銭的利益に影響を与える職務への従事禁止等が定められている。
- 倫理規則で、職務の遂行と相反する金銭的利益を有することの禁止が定められており、職員は職務と利益相反に当たる株式等の資産を保有できないこととなっている。
- 倫理規則及び各省規則で、禁止又は許可される具体例等が示されている。
- GS15級相当を上回る官職の職員等に対しては、職員の家族の所得等も含め資産内容を報告する義務も課されている。

ヒアリング

- 兼業を行おうとする職員は倫理監督官への相談が推奨されている。一般的に兼業は事前申請が必要。
- 兼業の承認審査に当たっては、所属部署の上司と人事担当部署の倫理担当官が主に利益相反や業務への支障の有無という観点から申請内容を精査し、公正に判断する。等

- 職員の意識として、利益相反として問題となりそうなケースには関与しないということが基本認識となっている。
- 株の保有が利益相反となる場合には、売却してもらうケースもある。売却してもらう場合、最低レベルの保持を認める場合もある。等

比較等

- すべての職員に対する兼業の規制対象を職務と責任に反するものに限定しており、兼業について全般的に承認・許可の対象としている日本と比べて規制対象となる兼業の範囲が狭い。

- 利益相反状態となる株式保有に係る規制を設けている点は日本と同様だが、制限対象が株式以外の資産も含まれ、また、幹部職員等では職員の家族の所得等も報告対象としているなど、制限、報告の対象範囲が広がっている。

イギリス

兼業

株式保有

制度

- 国家公務員は報酬の有無にかかわらず原則兼業を行うことができる。ただし、職員自身又は近親者が有する有報酬の外部雇用関係や保有株式等について、採用、異動等の際に所属部署に申告しなければならない。
- 上級公務員については、外部利益の申告を年1回更新すること及びウェブ上で公表することが求められる。
- 審査の統一的な承認基準はなく、個別事案ごとに利益相反の有無を判断し、職務遂行上問題なければ承認される。
- 利益相反の疑いがある場合、基本的に上司が職員と協議の上で職務変更等の対応をとる。

- 原則として、職員は自由に株式を含む証券投資を行える。ただし、所属部署への申告及び利益相反の審査・承認という兼業同様のプロセスを踏む必要がある。

ヒアリング

- 平日夜や週末にフルタイムで別の仕事をしたりする場合、休息時間がなく、ウェルビーイングの観点から懸念はあるものの、兼業が不承認となることはないと思われる。
- 財務省においては、有報酬で外部雇用に従事している職員はほぼいないと思う。経済財政政策を所管する省庁として、多くの利益相反が想定されるからである。等

- 政府予算の配分の権限に鑑み、担当政策分野と遠い関係にある企業の株式保有も含めて申告していた。
- 株式の売買を強制することは難しいし、株価が下がっているときに株式を売却するよう命じると、損害を補償してほしいという話になりかねない。役割から外れてもらうのがシンプルな解決策である。等

比較等

- 原則兼業を行うことができることとされ、仮に利益相反の疑いがある場合であっても、利益相反の類型に応じた対応をとることにより兼業が認められる。

- 利益相反に係る株式保有は認められないが、職員が自由に株式を含む証券への投資を行えることが明示されている。

ドイツ

兼業

株式保有

制度

- 連邦官吏法において連邦官吏に課せられる義務の一つとして兼業に関する規制が定められており、有償の兼業の場合及び無償であっても自営の活動や企業組織の役員の就任の場合には事前の許可が必要とされている。
- 兼業が許可されない事由（官吏の職務上の円滑な遂行が阻害され得るほど労働力を要する場合、官吏の職務上の義務と相反するおそれのある場合等）、事前許可を要しない事由（自己の財産の管理、講演活動等）が法令で示され、その事由に該当するか否かの判断を各機関で行って兼業を許可する仕組みとなっている。
- また、兼業できる時間数（週最大8時間）、収入額（給与総額の4割以下）に関する定めもある。

- 官吏を対象とした法令において、株式保有に関する規制は設けられていない。
- この理由として、ヒアリングによると、ドイツでは株式会社が少なく、一定程度以上の株式保有者が官吏となることが想定されないため、規制の必要性が低いことが理由として考えられるとのこと。なお、インサイダー取引に係る規制は財務省や連邦金融監督庁等の一部職員に適用されている。

ヒアリング

- 兼業申請をする前に上司に相談する慣習がある。このため、申請がなされる事例は基本的に問題がないものだけとなり、不許可にすることがない。
- 個別にこういうケースは良くてこういうケースはダメといった細かい基準は定められていない。どの場合も個別ケースに基づいて判断される。 等

- 私有財産については申請も報告も不要。 所有物件を賃貸することや株式の保有は職員のプライバシーの領域であると考え、申請／報告は不要となっている。
- 社会状況についての補足だが、ドイツでは株式会社が少なく、有限会社が多い。 私見だが、ドイツにおいて、ある会社の株式を1/3以上保有していたら、その者はそもそも官吏にならないのではないかと思う。 等

比較等

- 許可を受けられる兼業が類型化されている日本とは基準設定の枠組みに違いが見られる。

—

フランス

兼業

株式保有

制度

- 官公吏一般規程で、職務専念義務の確保、利益相反の防止等が公務員の一般的義務として規定されており、兼業は原則禁止されると解釈されている。
- その上で、公務における服務規律に関する政令によって、「付随的な活動（職務とは別途行う活動全般）」と「起業活動（注）」の2類型について一定の要件を満たした上で許容されている。
（注）パートタイム勤務の場合のみ可能。勤務時間制度上、職員はフルタイム勤務（週三十五時間）からパートタイム勤務（五十%～九十%）への変更の申出ができることとされています。

- 閣議で任命される高級職（局長等）は任命から2ヶ月以内と、当該官職を離れる時に公職透明性委員会に保有資産及び利害関係の届出をすることが義務づけられている。本省部長・局次長等の職員についても同様の届出が義務づけられている。
- この届出義務に加え、金融関係業務に関わる本省総局長、局長等については、当該職務に就いている間、自らの資産運用を第三者に委託する義務が課されており、任命から2か月以内に公職透明性委員会にその措置をとったことを証明する届出を行わなければならない。

ヒアリング

- 兼業規制のベースとなる考え方は、職員には職務専念義務があり、勤務する全ての時間を公務員としての職務に充ててほしいというもの。公的サービスが公正でニュートラルに提供されることを保障する目的なので、背景となる考え方は日本と同じく、公正性となる。等

- 利益相反が無いことが一番大事だと考えている。これは服務原則における清廉潔白、中立性、公正性など、全体に影響する点なので、利益相反が無いかどうかは必ず確認する。その上で、違法な利益の取得がないかを確認する。等

比較等

- 許可を受けられる兼業が類型化されているという点では日本の兼業制度の枠組みと類似している。
- フルタイム勤務からパートタイム勤務への変更が可能であることを前提として起業活動の類型が設けられている点は、兼業制度と他の公務員制度が互いに関連していることを想起させるものとなっている。

- 利益相反状態となる株式保有に規制がかかる点は日本との類似点である。
- 公職者の透明性を確保するという制度創設経緯から、対象が高級職等に限定され、不正蓄財の防止の観点から制限対象が株式だけではなく債券等の資産も含まれ、任命時と退職時の資産の変化状況を確認することとされている。

(参考)日本の兼業等に関する制度

兼業

- 兼業に関する制度は、①職務専念義務の確保、②職務の公正な執行の確保、③公務の信用の確保を目的としている。
- 国家公務員法、人事院規則、政令等において、全ての職員を対象として、①営利企業役員との兼業（国家公務員法第103条）、②自営兼業（同条）、③報酬を得て継続的または定期的に他の事務・事業に従事する兼業（同法第104条）という兼業類型別の規制が設けられている。
- ①、②については、人事院規則等により示された統一的基準に基づき、所轄庁の長が承認する仕組みとなっている（国家公務員法で定められた人事院の承認権限を所轄庁の長に委任。）。
- ③については、政令等により示された統一的基準に基づき、内閣総理大臣及び所轄庁の長が許可する仕組みとなっている（国家公務員法で定められた内閣総理大臣の許可権限は、行政職(一)8級以上の職員等一部の職員を除き、所轄庁の長に委任。）。

株式保有

- 株式保有に関する制度は、①職務の公正な運営、②公務の信用が損なわれることの防止を目的としている。
- 国家公務員法、人事院規則等において、発行済株式総数の3分の1を超える株式等を有し、当該株式に係る会社が職員の在職する機関と密接な関係※にある職員に対し、各任命権者及び人事院に報告する義務が課せられている。
- 各任命権者及び人事院は、職員の職務に当該株式に係る会社との間で行政処分等の行政上の権限又は契約を締結等する権限について確認し、適当かどうかを判断する仕組みとなっている。
- 密接な関係※等について人事院が示した統一的基準に基づき、所轄庁の長が判断する仕組みとなっている（国家公務員法で定められた人事院の報告を徴し判断する権限は所轄庁の長に委任。）。
- ※会社が在職機関の有する法令に基づく行政上の権限の対象とされている場合等
- また、国家公務員倫理法により、本省審議官以上の職員に対して、株券等の取得や前年分の所得について報告する義務が課されている。